

# 火災保険「ご契約内容のお知らせ」 お知らせのみかた

## 1 はじめに

- ◆この資料では、「ご契約内容のお知らせ」をご覧くださいにあたり、重要なポイントとなる「保険金額」「適用割引」「構造級別」についてご案内しております。

## 2 「保険金額」について

「ご契約内容のお知らせ」の **関連項目**  
火災保険評価基準 火災保険金額

- ◆保険金額が保険の対象(建物・家財など)の評価額より少なすぎる(一部保険)または多すぎる(超過保険)場合、十分に保険金が支払われなかったり、保険料のムダ払いとなったりします。
- ◆特に「評価基準が時価額基準である長期のご契約」では、時間の経過に従い評価額(時価額)が小さくなっていき、**保険期間中途において保険金額が評価額を超えた状態(超過保険)となることがありますので、ご注意ください。**

(※1)ご加入の火災保険の評価基準(再調達価額基準または時価額基準)は「ご契約内容のお知らせ」の「火災保険評価基準」をご覧ください。

再調達価額	時価額
同等の建物・家財等を新たに建築または購入するのに必要な金額(再取得費相当額)	再調達価額から、経年による劣化や使用による消耗分を差し引いた額

(※2)現在における保険の対象の評価額は、「ご契約内容のお知らせ」の宛名面に記載のお問い合わせ先までご照会ください。

## 3 「適用割引」について

「ご契約内容のお知らせ」の **関連項目**  
適用割引

- ◆下表に記載の各割引について、**適用条件をすべて満たした場合にはその割引を適用できます。**割引の適用には**所定の確認資料のご提出が必要となるものがありますので、下表「ご提出いただく確認資料」をご覧ください。**

主な保険の種類			主な割引の名称	適用条件	ご提出いただく確認資料 詳細につきましては、「ご契約内容のお知らせ」の宛名面に記載のお問い合わせ先までご照会ください。
事業活動 総合保険	普通火災 保険(一般)	店舗総合保険			
		○	店総・価協・地震・長期一括割引	①価額協定保険特約がセットされていること。 ②地震保険がセットされていること。 ③長期保険料一括払特約(保険期間2年以上5年以内)がセットされていること。	—
	○	○	長期年払割引	①「長期保険料年払特約」がセットされていること。 ②契約締結時に保険金請求権に質権が設定されているか、または抵当権者特約がセットされていること。	—
○	○	○	消火設備割引	次のすべてを満たしている建物 ・昼夜と問わず一定の常駐者がいること。 ・所定の消火設備(屋内消火栓、スプリンクラ設備等)が設置されていること。(住宅用防災機器、消火器等はこの割引の対象とはなりません。)	消火設備の設置状況等を所定の資料で確認させていただきます(消火設備の種類によっては資料のご提供が必要です。)
○			建物規模割引 <sup>(注1)</sup>	建物の保険金額が1億円以上であること。	—
○			特約まとめて割引 <sup>(注1)</sup>	同一の保険契約における保険契約締結時において、1保険申込書(明細付契約の場合は各明細単位)で、次のオプション特約のうち2つ以上のオプション特約をセットしていること。 ○休業損害補償特約 ○家賃補償特約 ○賠償責任等補償特約 ○借家人賠償責任総合補償特約	—
○			築年数割引 <sup>(注2)</sup>	契約締結時に次の①および②の条件を満たしていること。 ①保険の対象に建物を含む契約であること。 ②建物築年数が始期日の属する年から10年以内であること。	—

(注1) 始期日が平成27年10月1日以降の契約に対しては適用できません。

(注2) 始期日が平成27年9月30日以前の契約に対しては適用できません。

◆「構造級別」とは、「燃えにくさ・壊れにくさ」を表す基準であり、保険料算出の重要な要素となります。

### <構造級別判定のしくみ>

- 建物の構造級別は、原則として「コンクリート造」「鉄骨造」「木造」といった**柱の種類**に基づき、下図に従い判定します。
- 木造建物であっても、建築基準法に定める「耐火建築物」「準耐火建築物」や「省令準耐火建物」のように耐火性が優れている場合は、1級または2級となります。
- 始期日が平成21年以前の(旧構造級別が適用されている)契約からのご継続の場合は、新構造級別への移行により保険料が大きく増加することがあります。このうち、一定の要件を満たす場合には経過措置を設けています。経過措置の詳細につきましては、「ご契約内容のお知らせ」の宛名面に記載のお問い合わせ先までご照会ください。

建物および  
その収容動産

保険の対象となる建物(または保険の対象となる動産を収容する建物)の構造より、  
下表にそって構造級別(1・2・K・3級のいずれか)を判定してください。

構造級別

混造計算 <sup>(注)</sup> を行った建物以外の建物	①コンクリート造建物 コンクリートブロック造建物 れんが造建物 石造建物	1級
	②耐火被覆鉄骨造建物	
	③耐火建築物 ※耐火構造建築物を含みます。	
	④鉄骨造建物 ②、③に該当する建物を除きます。	2級
	⑤準耐火建築物(1時間準耐火・45分準耐火) ※特定避難時間倒壊等防止建築物を含みます。	
	⑥省令準耐火建物	
	⑦上記①から⑥のいずれにも該当しない建物 ※該当することの確認ができない場合を含みます。 例:木造建物で、「③耐火建築物」「⑤準耐火建築物」 「⑥省令準耐火建物」のいずれにも該当しない建物	「経過措置」の適用対象となる場合
	「経過措置」の適用対象とならない場合	3級
⑧混造計算 <sup>(注)</sup> を行った建物		1・2・3級のいずれか

(注) 混造計算とは、建物の柱(付け柱・飾り柱等を除きます。)が次の(1)から(3)の2種以上の構造よりなる建物に対して行います。ただし、次の(1)のいずれかの構造に該当する柱を含む建物に限ります。

- (1) コンクリート造  
コンクリートブロック造  
れんが造  
石造  
耐火被覆鉄骨造
- (2) 鉄骨造
- (3) 上記(1)および(2)以外

算出方法の詳細につきましては、「ご契約内容のお知らせ」の宛名面に記載のお問い合わせ先までご照会ください。